

経 済 産 業 省

20260907保局第1号
令和8年9月7日

一般社団法人全国LPガス協会 会長 殿

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ ガス安全室長

ガス漏えい事故に伴う緊急確認・保安業務の実施の徹底等について（要請）

令和8年9月4日、千葉県内の商業施設敷地内において、供給休止中のバルク貯槽からのガス漏えい事故が発生しました。事故原因の詳細は関東東北産業保安監督部が調査中ですが、当該設備は長期間使用されていなかった設備であったとの報告を受けています。

つきましては、以下の点につき会員事業者へ周知いただき、保安の確保に万全を期されるようお願いいたします。特に不特定多数の人が利用する商業施設、学校、病院等の第一種保安物件については、急ぎ対応をお願いいたします。

記

1. 供給休止中の貯槽・容器等の確認・点検

供給休止中の貯槽・容器等の有無について確認をお願いいたします。供給休止中の貯槽・容器等が存在する場合には、当該貯槽・容器等に関する技術上の基準への適合状況の確認、点検等の保安業務の実施状況について速やかな確認をお願いいたします。

2. 技術上の基準への不適合、保安業務未実施の報告

供給休止中の貯槽・容器等について、技術上の基準に適合していないこと又は点検等の保安業務を実施していないことが確認された場合、速やかに技術上の基準への適合、点検等の保安業務の実施、必要に応じてガス抜き・置換、撤去等の措置を講じるとともに、所管の行政庁まで報告いただくようお願いいたします。

3. ガス漏えい発生時における保安業務の徹底

一般消費者等からのガス漏れ等の通報があった場合又は自らその事実を知った場合は、速やかに災害の発生の防止や被害の拡大防止、その他の必要な措置を講じていただくようお願いいたします。

4. 一般消費者等への注意喚起

一般消費者等に対して、ガス臭気等によりガス漏れを感知した場合に取るべき緊急の措置及び緊急連絡先について、周知を徹底していただくようお願いいたします。

以上